消費税及び地方消費税の税率改正による県営建設工事の取扱いについて

第１　消費税及び地方消費税の税率の改正

　　 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）に基づく消費税及び地方消費税の税率の改正が、平成31年10月１日（以下「施行日」という。）から施行されることとされている。

　(１)　引上げ時期と新税率

　　　　施行日以後に行われる課税資産の譲渡等　10％

(２)　経過措置

　　　　平成25年10月１日から平成31年４月１日（以下「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合は、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正前税率（８％）が適用される。

第２　施行日以後の契約に係る県営建設工事の取扱い

　　　施行日以後に契約を締結する工事は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）が税の転嫁を通じて最終的に発注者等の消費者が負担すべきものであることに鑑み、次のとおりとする。

１　予定価格の決定

　　　予定価格は消費税等を考慮して適正に定めること。

なお、予定価格調書の記載方法は従前のとおりであること。

２　入札、落札者の決定等の方法

入札、落札者の決定にあたっては、次の方法によること。

(１)　入札公告〔共通事項〕の４(１)クを次のとおりとする。

「落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」

(２)　入札書には事業者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税等抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記載させるものとする。

(３)　契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とすること。

(４)　随意契約による場合は、(１)から(３)までの方法に準じた方法によること。

３　工事請負契約書の請負代金額の記載方法

工事請負契約書においては、契約の相手方が課税事業者の場合についてその取引に課される消費税等の額を明らかにするため、請負代金額に併せて当該取引に係る消費税等の額（請負代金額に110分の10を乗じて得た額）を記載すること。

この場合において、契約の相手方が課税事業者と免税事業者とで結成された共同企業体の場合の当該取引に係る消費税等の額は、請負代金額に課税事業者の出資等の割合を乗じて得た額に110分の10を乗じて得た額とする。

第３　施行日前日までの契約に係る県営建設工事の取扱い

　１　指定日以後、施行日前日までに契約を締結し、引渡しが施行日以後になるものの取扱いは次によること。

(１)　予定価格

　　　　　改正後の消費税等の税率により適正に決定したものであること。

決定に当たっては、第２の１によること。

(２)　入札、落札者の決定等の方法及び工事請負契約書の請負代金額の記載方法

第２の２及び３によること。

(３) 前金払、部分払及び出来高払の取扱いについて

施行日の前日までに請求を発注者が受理した前金払、部分払及び出来高払には、消費税等の税率の改正による消費税等の増加分を含まないこと。

(４) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定（岩手県営建設工事請負契約書別記第25条の規定をいう。以下同じ。）の適用にあたっては、消費税等の税率の改正による物価の変動分を除くこと。

(５)　入札公告の設計図書について

入札公告の設計図書は、次によること。

　　　　ア　平成31年度内完成工事には「別紙１」を添付すること。

　　　　イ　債務負担による工事には「別紙２」を添付すること。

(６)　工事請負契約書の作成

　　　　工事請負契約書を作成する際は、次によること。

　　　　ア　平成31年度内完成工事には「別紙１」を添付すること。

　　　　イ　債務負担による工事には「別紙２」を添付すること。

２　指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の工事で、指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額を増額する場合の当該増額分については、改正後の税率による消費税等が適用されること。

３　指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引き渡される工事で、受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分につき請負代金額等を変更すること。

２、３の場合において、設計変更の時期が施行日の前日までの場合は、建設工事請負契約変更協議書（請書）を作成する際に、建設工事請負契約変更協議書（請書）に「別紙３」を、債務負担による工事には「別紙４」を添付すること。

第４　経過的な県営建設工事の取扱い

　　１　繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る工事で、指定日以後に契約を締結するものについては、第３の１の工事と同様に扱うこと。

２　指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の工事で、遅延により引渡しが施行日以後になるものは、改正後の税率による消費税等が適用されること。

　　　　この場合の取扱いは、次によること。

　　　(１)　消費税等の税率の改正による消費税等の増加額の負担

工期の延長が岩手県営建設工事請負契約書別記第19条から第21条までの規定による場合等、工期の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税等の税率の改正による消費税等の増加分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税等の税率の改正による消費税等の増加分相当額）につき請負代金額を変更すること。

　　 (２)　請負代金額の変更額

　　　　　　受注者と協議するための請負代金額の変更額の積算は次によること。

ア　受注者が課税事業者の場合は、消費税等の税率の改正による消費税等の増加額分は請負代金額から取引に係る消費税等の額を除いた金額に100分の２を乗じて得た額とすること。

イ　受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税等の税率の改正による消費税等の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額を除いた金額に100分の２を乗じて得た額とすること。

　　　(３)　賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用にあたっては、消費税等の税率の改正による物価の変動分を除くこと。

(４)　請負代金額の変更の時期

請負代金額の変更は、工期を延長するときに行うこと。

(５)　建設工事請負契約書変更協議書（請書）の作成

建設工事請負契約書変更協議書（請書）を作成する際は、建設工事請負契約書変更協議書（請書）に「別紙５」を添付すること。

　　３　指定日以後に契約を締結し、引渡しが施行日以後になるもののうち、改正前の税率による消費税等により契約を締結したものの取扱いは次によること。

　　　(１)　請負代金額の変更

消費税等の税率の改正による消費税等の増加分について、請負代金額を変更すること。

(２)　請負代金額の変更額

　　　　　　受注者と協議するための請負代金額の変更額の積算は次によること。

　　　　　ア　受注者が課税事業者の場合、消費税等の税率の改正による消費税等の増加分は請負代金額から取引に係る消費税等の額を除いた金額に100分の２を乗じて得た額とすること。

　　　　　イ　受注者が免税事業者の場合、仕入れに係る消費税等の税率の改正による消費税等の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額を除いた金額に100分の２を乗じて得た額とすること。

　　　(３)　前金払及び部分払の取扱い

　　　　　　請負代金を変更した後における施行日の前日までに請求を発注者が受理した前金払及び部分払には、消費税等の税率の改正による消費税等の増加分を含まないこと。

　　　(４)　賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

　　　　　　賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用にあたっては、消費税等の税率の改正による物価の変動分を除くこと。

　　　(５)　請負代金額の変更の時期

　　　　　　請負代金額の変更は平成31年度内に行うこと。

　 　(６) 建設工事請負契約変更協議書（請書）の作成

　　　　　　建設工事請負契約変更協議書（請書）を作成する際は、建設工事請負契約変更協議書（請書）に「別紙５」を添付すること。

本取扱いにより難い特別の事情があるものについては、別途協議によるものとする。